

# 環境配慮型公共工事検討委員会設置要領

平成19年6月

福井県

## 環境配慮型公共工事検討委員会設置要領

第1 県が行う公共事業について、その計画・設計および事業実施に当たり環境への十分な配慮を行うため、環境配慮型公共工事検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共工事の計画・設計・施工に関し、環境配慮の見地から意見を述べること。
- (2) その他公共工事における環境配慮に関すること。

第2 検討委員会は、委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長および委員は別表1に掲げる者をもってあてる。
- 3 委員長は、検討委員会を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する副委員長がその職務を代理する。

第3 検討委員会は、委員長が関係する委員を召集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、構成委員以外の者を検討委員会に出席させることができる。

第4 検討委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事および幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事および幹事は別表2に掲げる者をもってあてる。
- 4 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 検討委員会の所掌事務について協議すること。
  - (2) 工事関係者に対する環境教育研修の実施に関すること。
  - (3) 周辺環境との調和に配慮したイメージアップ工事の実施に関すること。
- 5 幹事会は、代表幹事が関係する幹事を召集し、これを主宰する。

第6 検討委員会の庶務は、土木部土木管理課において行う。

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成19年6月15日から施行する。
- 2 「環境配慮型公共工事検討委員会開催手順」は廃止する。

○別表1 委員会名簿

委員長	土木部企画幹	
副委員長	農林水産部	農村振興課長
副委員長	土木部	土木管理課長
委員	総合政策部	地域づくり支援課長
委員	安全環境部	環境政策課長
委員	安全環境部	廃棄物対策課長
委員	安全環境部	自然保護課長
委員	農林水産部	水産課長
委員	農林水産部	県産材活用課長
委員	農林水産部	森づくり課長
委員	土木部	道路建設課長
委員	土木部	道路保全課長
委員	土木部	河川課長
委員	土木部	港湾空港課長
委員	土木部	砂防海岸課長
委員	土木部	都市計画課長
委員	土木部	都市整備課長
委員	土木部	営繕課長
委員	企業局	経営管理課長
委員	企業局	電気課長
委員	企業局	水道課長
委員	教育庁	学校教育振興課長
委員	教育庁	文化課長

○別表2 幹事会名簿

幹 事		
代表幹事	土木部	土木管理課参事(技術管理)
幹事	総合政策部	地域づくり支援課主任
幹事	安全環境部	環境政策課環境管理審査室主任
幹事	安全環境部	廃棄物対策課廃棄物対策G総括主任
幹事	安全環境部	自然保護課自然環境保全G主任
幹事	農林水産部	水産課漁港漁村整備室主任
幹事	農林水産部	県産材活用課木材活用流通G主任
幹事	農林水産部	森づくり課森林整備室主任
幹事	農林水産部	農村振興課計画調査G主任
幹事	農林水産部	農業試験場生産環境部主任研究員
幹事	土木部	土木管理課技術管理G主任
幹事	土木部	道路建設課建設・改良G主任
幹事	土木部	道路保全課道路安全施設G主任
幹事	土木部	河川課河川管理G総括主任
幹事	土木部	河川課河川整備G主任
幹事	土木部	河川課ダム建設・足羽川ダム対策室主任
幹事	土木部	砂防海岸課砂防整備G主任
幹事	土木部	港湾空港課港湾整備・振興G主任
幹事	土木部	都市計画課都市企画・環境G主任
幹事	土木部	都市計画課福井駅周辺整備G主任
幹事	土木部	都市整備課街路・都市公園整備G主任
幹事	土木部	営繕課主任
幹事	土木部	雪対策・建設技術研究所主任研究員
幹事	企業局	経営管理課テクノポート業務G主任
幹事	企業局	電気課土木施設整備G主任
幹事	企業局	水道課土木施設整備G主任
幹事	教育庁	学校教育振興課学校施設整備G主任
幹事	教育庁	文化課文化財保護室主任